

平成 26 年 度

田 川 市 行 政 監 査 (後 期) 結 果 報 告

(就 学 援 助 事 務 に つ い て)

田 川 市 監 査 委 員

田 監 第 138 号

平成 27 年 3 月 27 日

田 川 市 議 会 議 長 香 月 隆 一 殿
田 川 市 長 伊 藤 信 勝 殿
田 川 市 教 育 委 員 会 委 員 長 神 崎 陽 子 殿

田川市監査委員 村 上 耕 一

田川市監査委員 小 林 義 憲

平成 26 年度田川市行政監査結果報告書（後期）の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定に基づき行政監査を実施した結果について、同法同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を決定したので提出します。

目 次

第1 監査の概要

1 監査の種類	1
2 監査の目的	1
3 監査の対象部署	1
4 監査の範囲	1
5 監査の期間	1
6 監査の方法及び着眼点	1

第2 監査の結果	2
----------	---

第3 指摘事項等	8
----------	---

第4 まとめ	9
--------	---

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施しました。

2 監査の目的

就学援助とは、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な費用を援助する制度です。この制度は、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」としている学校教育法第19条の規定に基づき、各市町村が、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して就学に必要な学用品費、修学旅行費、学校給食費等の経費を援助するものであり、教育の機会均等を確保し、義務教育を円滑に実施するための重要な施策の一つです。

本市では、「田川市児童生徒就学援助費給与要綱」で就学援助費の種類や認定基準等を定めています。この就学援助事務について、認定及び給付等の事務が法令等の定めるところに従って適正に行われているか等の観点から監査を実施することとしました。

3 監査の対象部署

学校教育課

4 監査の範囲

平成26年度における就学援助（就学奨励費を含む）に係る事務

5 監査の期間

平成26年12月24日（水）から平成27年3月13日（金）まで

6 監査の方法及び着眼点

(1) 監査の方法

- ア 就学援助についての調査表による調査の実施。
- イ アの調査表を基に学校教育課での聞き取り調査及び実査の実施。

(2) 監査の着眼点

- ア 申請受付から認定までの事務は適正に行われているか。
- イ 支給事務は適正に行われているか。
- ウ 就学援助の制度周知は適切に行われているか。
- エ 効率的かつ効果的に事務処理が行われているか。

第2 監査の結果

1 就学援助等の概要について

(1) 就学援助の概要

本市では、学校教育法第19条の規定に基づき、小学校及び中学校における義務教育の円滑な運営を図るため、経済的理由により就学が困難と認められる田川市内の小中学校に在籍する児童生徒の保護者、又は田川市内に住所を有し福岡県立中学校若しくは福岡県立中等教育前期課程に在籍する生徒の保護者に対して、就学に必要な経費（以下「就学援助費」という。）を援助しています。

ア 援助の対象者

(ア) 要保護者

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

(イ) 準要保護者

要保護者に準ずる程度に困窮していると田川市教育委員会が認めた者

イ 田川市における就学援助の認定基準

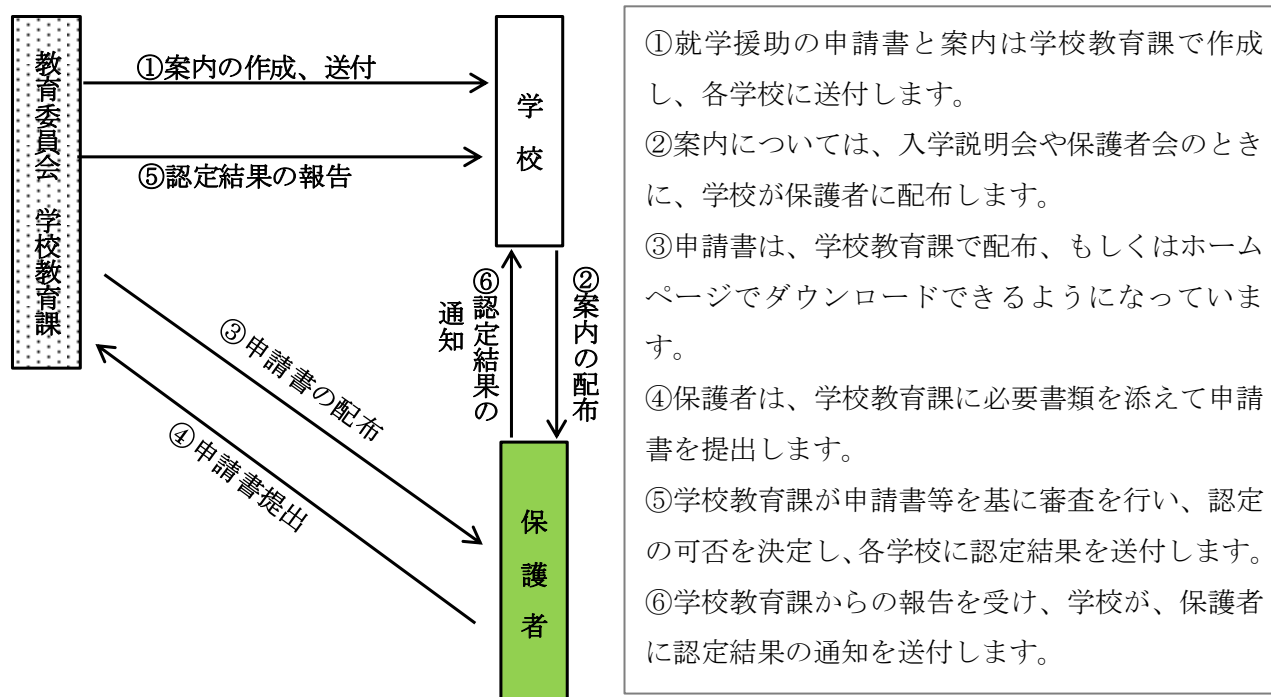
本市では、「田川市児童生徒就学援助費給与要綱」により認定基準を次のとおり定めています。

(ア) 生活保護基準額を所得とみなし、児童生徒同一生計を営む者全員の所得の合計がその1.3倍未満の場合

(イ) 就学援助費を必要とする特段の事情があると教育委員会が認めた場合

ウ 認定事務

申請から認定通知までの流れは次のとおりです。



エ 就学援助の支給内容

就学援助の支給内容な下記（表1）のとおりとなっています。新入学学用品費、医療費以外の就学援助費は、学期ごとに委任を受けた学校長名義の口座へ振り込みを行っています。（ただし、修学旅行費については実施後に振り込みます。）新入学学用品費については、4月末に保護者名義の口座に振り込むことになっています。

表1【就学援助費支給内容】

（単位：円）

費目	支給対象		小学校		中学校		県立中学校	
	要保護	準要保護	対象学年	支給額	対象学年	支給額	対象学年	支給額
学用品費	×	○	1～6年	11,100	1～3年	21,700	1～3年	21,700
通学用品費	×	○	2～6年	2,170	2～3年	2,170	2～3年	2,170
校外活動費	×	○	1～6年	1,510	1～3年	2,180	1～3年	2,180
修学旅行費	○	○	6年	20,000	2年	50,000	2年	50,000
新入学学用品費	×	○	1年	19,900	1年	22,900	1年	22,900
医療費	×	○	1～6年	保護者負担分	1～3年	保護者負担分	支給対象外	
学校給食費	×	○		1年生 35,280		猪位金 41,690		
				他学年 36,050		その他 5,920		

《参考》

就学援助の準要保護認定基準（近隣7市）

中間市	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の廃止・停止 市民税非課税 児童扶養手当 生活保護基準1.25倍以下
飯塚市	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護基準1.5倍以下
直方市	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の廃止・停止 失業等による家計の急変 生活保護基準1.2倍以下
嘉麻市	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の廃止・停止 生活保護基準1.5倍以下
宮若市	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者 生活保護基準1.5倍以下
行橋市	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護基準1.3倍以下 市民税非課税 児童扶養手当
豊前市	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の廃止・停止 市民税の非課税・減免 事業税・固定資産税の減免 国民年金掛金の減免 国民健康保険料の減免・徴収の猶予 児童扶養手当 生活福祉資金による貸付 失業対策事業適格手帳・雇用保険被保険者手帳・雇用保険受給資格者証

(2) 就学奨励費の概要

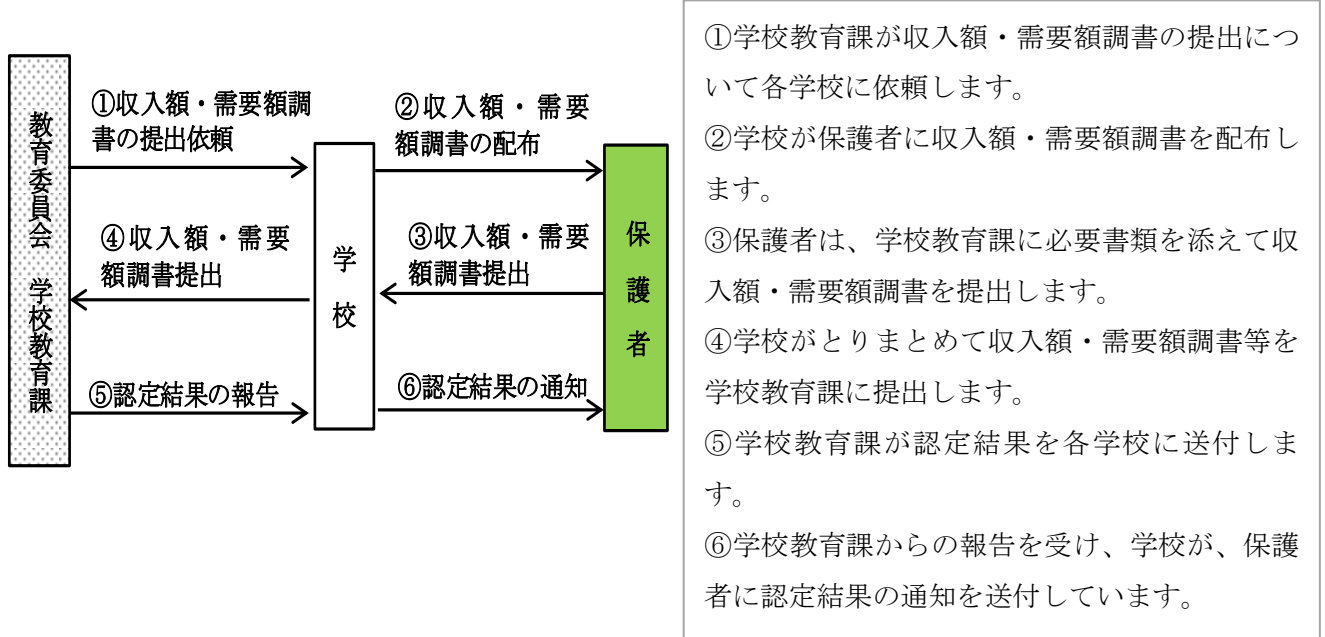
本市では、特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づき、田川市内の小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対して、学用品や給食費等の一部を援助しています。

ア 援助の対象者及び認定基準

就学援助及び生活保護を受けていない方で、児童生徒と同一生計の方全員の収入額が生活保護基準により計算した需要額の2.5倍未満の場合

イ 認定事務

申請から認定通知までの流れは次のとおりです。



ウ 就学奨励費の支給内容

就学奨励費の支給内容は下記（表2）のとおりとなっています。なお、就学奨励費は、学期ごとに保護者名義の口座へ振り込みにより支給しています。

表2【就学奨励費支給内容】

(単位：円)

費目	小学校		中学校	
	対象学年	支給額	対象学年	支給額
学用品費（通学用品費含む）	1～6年	5,550	1～3年	10,850
校外活動費		755		1,090
修学旅行費	6年	10,000	2年	25,000
新入学生用品費	1年	9,950	1年	11,450
学校給食費	1～6年	1年生 17,640	1～3年	猪位金 20,845
		他学年 18,025		その他 2,960

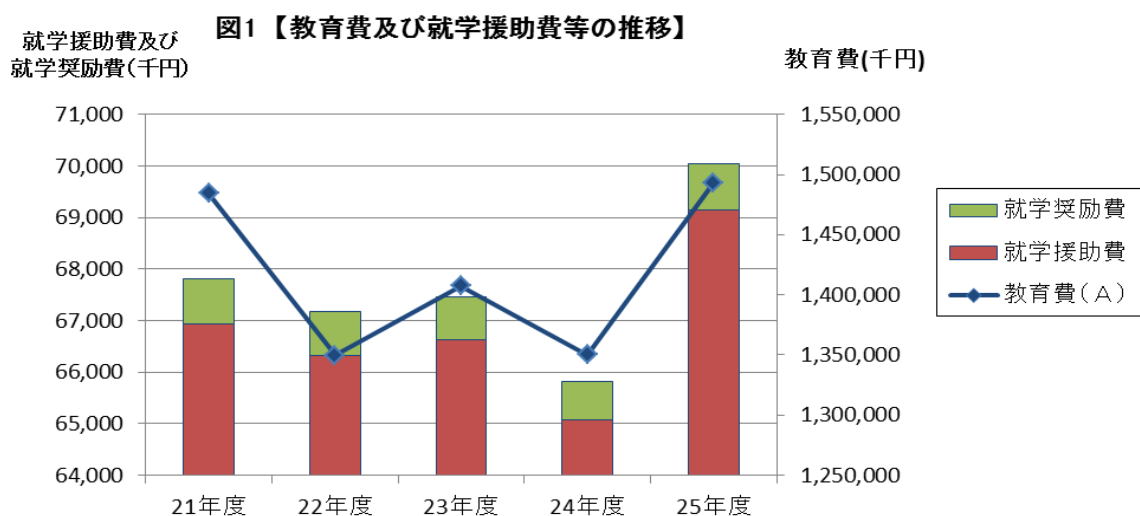
(3) 年度別決算状況

年度別決算状況は、下記（表3）のとおりです。

表3【就学援助費及び就学奨励費の年度別決算状況】 (単位：千円、%)

年度	教育費 (A)	就学援助費			就学奨励費			教育費に占める割合(B+C)/A
		小学校費	中学校費	合計 (B)	小学校費	中学校費	合計 (C)	
21	1,484,239	42,656	24,279	66,935	723	159	883	4.6
22	1,349,731	41,514	24,805	66,319	632	214	846	5.0
23	1,407,361	40,504	26,134	66,638	449	376	824	4.8
24	1,350,042	39,841	25,229	65,070	456	300	756	4.9
25	1,493,139	38,244	30,892	69,136	556	358	914	4.7

※教育費については、決算額から投資的経費（決算統計上の数値）を除いた金額とした。



(4) 就学援助対象児童生徒数の推移

本市における就学援助対象児童生徒数の推移は下記（表4、図2、図3）のとおりです。平成26年度の援助対象児童（小学校）は要保護児童が155人、準要保護児童が643人、合計で798人となっています。また、援助対象生徒（中学校）は要保護生徒が85人、準要保護生徒が346人、合計で431人となっています。認定率については、小学校で30.2%、中学校で34.9%となっています。学校別の推移は表5、表6のとおりです。

表4【要保護・準要保護児童生徒数の推移】 (単位：人、%)

年度	小学校					中学校				
	全児童数	要保護	準要保護	援助対象児童数	認定率	全生徒数	要保護	準要保護	援助対象生徒数	認定率
21	2,671	127	743	870	32.6	1,310	83	402	485	37.0
22	2,645	135	737	872	33.0	1,295	100	416	516	39.8
23	2,638	139	698	837	31.7	1,293	93	418	511	39.5
24	2,609	150	674	824	31.6	1,252	95	393	488	39.0
25	2,570	150	655	805	31.3	1,256	87	382	469	37.3
26	2,642	155	643	798	30.2	1,234	85	346	431	34.9

※在籍者数は各年度の5月1日時点の人数

図2 【援助対象児童数(小学校)の推移】

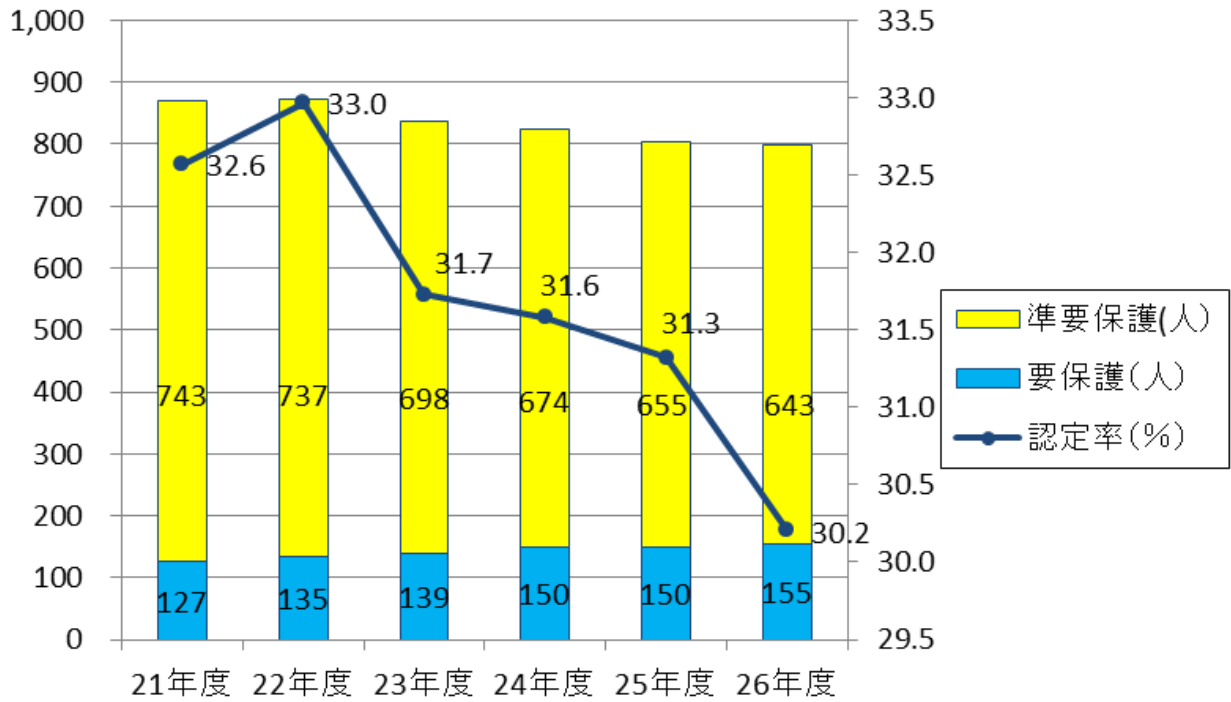


図3 【援助対象生徒数(中学校)の推移】

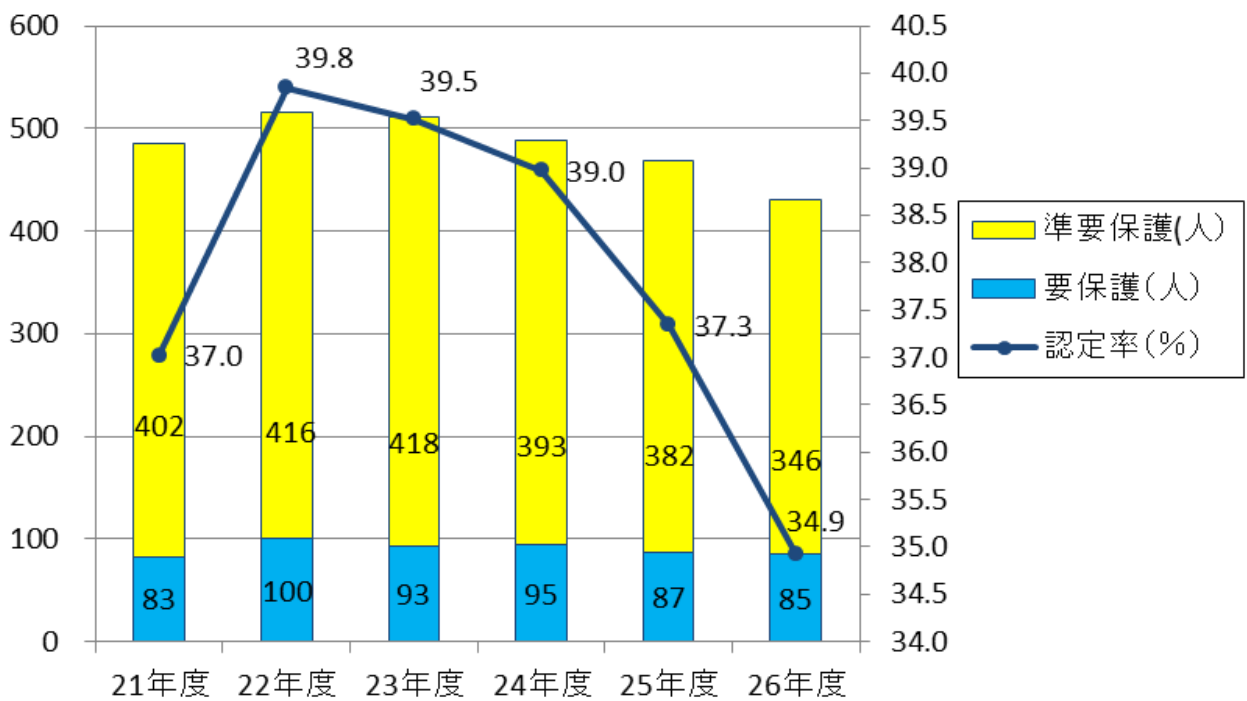


表5【小学校別の援助対象児童数の推移】

(単位：人)

学校名	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
猪位金	全児童数	148	141	140	121	130	141
	要保護者	7	4	2	4	3	4
	準要保護者	28	31	27	18	24	13
弓削田	全児童数	416	419	428	421	438	433
	要保護者	11	12	10	9	12	12
	準要保護者	92	85	96	90	97	87
後藤寺	全児童数	259	264	268	266	250	270
	要保護者	6	12	14	15	14	18
	準要保護者	33	35	36	37	40	34
大浦	全児童数	201	186	188	175	173	172
	要保護者	18	15	19	19	26	29
	準要保護者	71	73	69	57	61	55
大藪	全児童数	271	291	306	312	303	280
	要保護者	16	28	32	29	32	27
	準要保護者	108	105	102	98	103	92
田川	全児童数	213	219	203	210	202	203
	要保護者	17	19	17	24	22	24
	準要保護者	75	81	70	71	55	59
鎮西	全児童数	432	407	388	374	361	395
	要保護者	24	22	22	20	20	21
	準要保護者	151	144	131	144	133	150
伊田	全児童数	370	368	391	383	357	373
	要保護者	8	6	5	5	2	2
	準要保護者	82	84	74	64	55	64
金川	全児童数	361	350	326	347	356	375
	要保護者	20	17	18	25	19	18
	準要保護者	103	99	93	95	87	89

※在籍者数は各年度の5月1日時点の人数

表6【中学校別の援助対象生徒数の推移】

(単位：人)

学校名	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
猪位金	全生徒数	86	85	77	82	81	87
	要保護者	5	4	4	4	3	3
	準要保護者	19	21	19	20	23	20
弓削田	全生徒数	189	189	179	176	181	196
	要保護者	6	6	7	9	6	6
	準要保護者	45	57	49	48	42	49
後藤寺	全生徒数	196	214	203	192	183	193
	要保護者	14	21	17	20	17	21
	準要保護者	61	62	51	54	57	60
田川	全生徒数	113	113	111	110	125	138
	要保護者	5	8	4	8	12	17
	準要保護者	51	50	47	44	40	38
鎮西	全生徒数	218	209	204	215	209	189
	要保護者	16	15	14	13	11	9
	準要保護者	75	88	88	87	83	61
伊田	全生徒数	202	192	198	184	187	170
	要保護者	9	12	11	10	9	4
	準要保護者	45	40	47	42	44	36
金川	全生徒数	175	174	193	184	176	154
	要保護者	20	21	19	17	16	11
	準要保護者	57	59	71	59	53	44
中央	全生徒数	131	119	128	109	114	107
	要保護者	8	13	17	14	13	14
	準要保護者	49	39	46	39	40	38

※在籍者数は各年度の5月1日時点の人数

第3 指摘事項等

監査の着眼点に基づいて監査した結果は以下のとおりです。

1 申請受付から認定までの事務は適正に行われているか。

就学援助については、平成26年度分認定者のうち、金川、鎮西、弓削田の各小・中学校の児童生徒の申請書及び添付書類（所得証明）を確認しました。各学校別にファイルに綴じられており、申請書と所得証明は別に保管されていました。所得証明については兄弟で申請している場合は兄・姉の分に綴じられていました。

就学奨励費については、すべて1冊のファイルに綴じられていました。

(1) 申請の際の添付書類に漏れはないか。

同一生計を営む16歳以上の者（学生を除く）全員分の所得証明の添付を必要としていますが、保護者の配偶者で添付されていないものや、16歳以上の兄弟で所得証明の添付がないが学生かどうか不明なものが散見されました。

(2) 申請書等の内容の確認は適正に行っているか。

住所や氏名が所得証明と異なる場合については、アクロシティ（住民情報システム）等で確認は行われていましたが、それ以外については申請書中の世帯構成や住所等の確認は行われていませんでした。記載内容の誤りが見受けられたため、今後は世帯状況の確認や照合の方法について十分検討することを要望します。

(3) 記載内容に漏れや誤りがないか。

申請理由や兄弟の在学学校名、同居の有無等の記載漏れ、年齢や生年月日等の記載誤りが散見されました。

また、保護者と口座名義人が違うケースや押印を必要としているにもかかわらず、拇印で受け付けているものがありました。例外を認めているのであれば案内等で明確にすべきです。

就学奨励費については、児童・生徒氏名の欄に保護者の氏名を誤って記載している場合や満年齢の記載誤りが多く見受けられました。

記載漏れや記載誤りを防ぐためにも記載要領や記載例等を作成する必要があります。

(4) 認定期間に誤りはないか。

田川市児童生徒就学援助費給与要綱第7条で就学援助を受けることができる期間について定めています。この規定によると、教育委員会が定める日以降に申請があった場合については、申請日の属する月の翌月1日から当該年度の3月末日までの期間が認定期間となっています。しかし、月の途中で申請があった場合、その申請月を認定期間の始期としていました。規定と異なる処理を行っているのであれば、実情にそった要綱の整備が必要です。

2 支給事務は適正に行われているか。

平成26年度の支給分のうち、該当者の約14%が在籍する1校を抽出して検査を行いました。児童生徒に対する支給は適正に処理されていることを確認しましたが、1件のみ2学期分定期支給時に支給漏れがあり、追加支給した事例がありました。支給時に対象者のチェックを充分に行うとともに学校との連絡を密に取り合い、支給漏れのないような事務処理に努めてください。また支給方法については、新一年生の新入学学用品費のみ年度当初に保護者名義の口座へ振込みがなされ、他の共通する学用品費や給食費については、学期ごとに各学校長名義の口座へ振込むことにより事務の効率化が図られています。修学旅行費や医療費、追加認定者などは随時処理を行うことにより、効果的に就学援助が行われるよう事業が進められています。

3 就学援助の制度周知は適切に行われているか。

新1年生については入学説明会の時に案内文書を保護者に配布し、転入生については、随時案内文書を配布しています。また、市のホームページや広報たがわ（2月1日号）でも案内記事を掲載することにより制度周知を図っていますが、広報たがわには対象者の基準が明記されていませんでした。

支援を必要としている保護者に情報が十分に行き届くような周知を行うよう努めることを要望します。

4 効率的かつ効果的に事務処理が行われているか。

申請書に担当者が総所得額や認定値、認定年月日を記入するようになっていますが、総所得額や認定値については未記入の場合があり、認定年月日については記入していませんでした。様式の中に不必要な項目があるのであれば、様式の見直しを検討すべきです。

就学援助においてはエクセル表の計算式を利用して、年齢や所得額等必要事項を入力し、需要額の自動計算を行っていますが、就学奨励費については早見表と年齢を照らし合わせて、手計算しているため、計算に誤りがあるものが見受けられました。エクセル表を活用するなど正確な事務処理ができるよう努めてください。

第4 まとめ

今回の行政監査では、学校教育課の所管する就学援助事務について着眼点に沿って監査した結果、改善や検討を要する事項が一部見受けられましたが、事務は概ね適正に行われていました。

本市における援助対象児童生徒数、認定率はともに年々減少してきています。平成26年度（5月1日現在）の認定率は約31.7%であり、全児童生徒数の約3人に1人という割合です。就学援助費（就学奨励費を含む）の決算額は、平成25年度決算で70,050千円で教育費（※教育費全体の決算額から投資的経費（決算統計上の数値）を除いた金額）の約4.7%を占めており、厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的に事業を実施していくことが必要になってきます。

就学援助事務を効率的に行うには、各小中学校との連携が非常に重要です。この連携を迅速かつ正確に行うことが事務処理全体の効率化につながると思われますので、各小中学校との連携を円滑に進

めていくことを要望します。また、すべての処理を担当者任せにするのではなく、申請書の記載漏れや記載誤りを防ぐための様式変更や就学奨励費の手計算による計算誤りをなくするためのツールの活用等、事務のチェック体制の整備を検討する必要があります。

就学援助制度は児童生徒に対する義務教育が履行されるために重要な制度です。援助を必要とする児童生徒の保護者に対して就学援助が行われるよう、制度を十分に周知するとともに援助費目や認定基準は経済の状況や近隣他市の状況などを勘案し適宜見直し、より効率的で効果的に事務処理が実施されるよう努めてください。